日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人松本歯科大学
②設置大学名称	松本歯科大学
③担当部署	法人 (総務)
④問合せ先	0263-51-2121
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 22 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.mdu.ac.jp/outline/public_info/code.html
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	\circ
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

	
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめと
念及び教育目的の明示	する多様なステークホルダーに対して明示しています。
	(掲載先 URL)https∶www.mdu.ac.jp
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	3 つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る
の方針」、「教育課程編	学びの道筋をより具体的に明確にします。
成・実施の方針」及び	①歯学部の3つのポリシー
「入学者受入れの方	ア. ディプロマポリシー(学位授与の方針)
針」の実質化	イ. カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施方
	針)
	ウ. アドミッションポリシー(学生の受入れ方針)
	②自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するととも
	に、その結果に基づき、教育の高度化、学修環境・内
	容等のさらなる整備・充実に取組みます。
	③ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)
	の理念を踏まえ、ハラスメント等に対しては厳正に対
	処します。
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	1. 学長
の明確化	(1) 学長の責務(役割・職務範囲)
	①学長は建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究す
	るとともに、有為な人材を育成し、社会の発展と国際
	文化の向上を図ります。
	②学長は理事長から委任された権限を行使します。
	②学長は理事長から委任された権限を行使します。 ③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに
実施項目 1 一 1 ④	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに 当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教
実施項目1-1④ 教職協働体制の確保	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに 当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教 授会の審議結果に拘束されるものではありません。
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明 中期的な計画を確実に推進するため、教員と事務職員は、
	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明 中期的な計画を確実に推進するため、教員と事務職員は、適切な分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 説明
教職協働体制の確保	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明 中期的な計画を確実に推進するため、教員と事務職員は、適切な分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 説明 ①ボード・ディベロップメント(BD)
教職協働体制の確保 実施項目 1 - 1 ⑤	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明 中期的な計画を確実に推進するため、教員と事務職員は、適切な分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 説明 ①ボード・ディベロップメント(BD) ②ファカルティ・ディベロップメント(FD)
教職協働体制の確保 実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係	③学長は大学の校務を掌り、所属職員を統督します。 (2) 学長補佐体制(学部長等の役割)を整備します。 2. 教授会 教授会は定められた事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。 説明 中期的な計画を確実に推進するため、教員と事務職員は、適切な分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 説明 ①ボード・ディベロップメント(BD)

シーの実質化と教育の質保証を推進するため教員個々
の教育・研究活動に係る PDCA を行わせます。
また、学長のもとに FD 委員会を整備し、取組みを推
進します。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期
針の明確化及び具体性	的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期
のある計画の策定	計画の検討・策定をします。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常務
管理	理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公
	表するなど、透明性のある法人運営、大学運営に努め
	ます。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	本学の理念を具現化し、人間教育全体を教育目標と
材の育成	し、人間としての倫理に基づき、先ず「良き歯科医師
	となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットー
	とし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科
	医学の発展に寄与できる人材育成を行います。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに
推進	努めます。
	また、産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」とし
	ての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産
	学の結節点として機能します。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不
の充実	可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
	(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)をはじめ、多様性への
	対応を実施します。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	2025年6月発足の新体制においては、理事8名のうち1
配慮	名、評議員 12 名のうち 2 名が女性となっています。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事会の役割
明確化及び選任過程の	① 意思決定の議決機関としての役割
透明性の確保	理事会は、この法人の経営強化を念頭におき業務
	を決し、理事の職務執行を監督します。
	② 理事会の議決事項の明確化等
	理事会において議決するこの法人における重要事
	項を寄附行為等に明示します。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化
│確保及び評議員会との	①理事長は、この法人を代表し、その業務を総理しま
協働体制の確立	す。
	②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、理
	事長を補佐して各々の役割を行います。
	学内理事の役割
	①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、
	教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長
	と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進
	します。
	外部理事の役割
	①外部理事は、この法人の経営力・マネジメントの
	強化のため、理事会において様々な視点から意見を
	述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事
	としての業務を遂行します。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	理事への研修機会の提供と充実
修機会の充実	全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を
	提供し、その内容の充実に努めます。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の責務(役割・職務範囲)について
選任基準の明確化及び	①監事は、その責務を果たすため、寄附行為、監事監
選任過程の透明性の確	査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席す
保	ることができます。
	②監事は、この法人の業務、財産の状況及び理事の業
	務執行の状況を監査します。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事監査規程
内部監査室等の連携	①監査機能の強化のため、監事監査規程等を作成しま
	す。
	②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
	③監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監

	査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理 事会及び評議員会に報告し、これを公表します。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事業務を支援するための体制整備
修機会の充実	①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査
	結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実
	を図ります。
	②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内
	容の充実に努めます。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の選任
性・構成割合について	①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選
の考え方の明確化及び	任します。
選任過程の透明性の確	②評議員となる者は、次に掲げる者としています。
保	アこの法人の職員のうちから、理事会において選任 した者 4名
	イこの法人の設置する学校を卒業した者で、年齢ニ
	十五年以上の者のうちから、評議員会において選
	任した者 6名
	ウ学識経験者のうちから、理事会において選任した 者 2名
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会
の確保及び理事会との	(1)諮問機関としての役割
協働体制の確立	次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に
	対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。な
	お、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議
	員は、議決に加わることができません。
	①重要な資産の処分又は譲受け
	②多額の借財
	③予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計 画の作成又は変更
	④役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他
	の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退
	職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又
	は変更
	⑤私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで
	及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄
	附行為の変更
	⑥予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
	⑦寄附金品の募集に関する事項
	⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会

	において必要と認めるもの
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員への研修機会の提供と充実
研修機会の充実	①この法人は、評議員に対し審議事項に関する情報に
	ついて、評議員会開催の事前・事後のサポートを十
	分に行います。
	②この法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供
	し、その研修内容の充実に努めます。

原則3-4 危機管理体制の確立

水外 ・ 心 	
実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取
整備及び事業継続計画	組みます。
の策定・活用	また、災害防止、不祥事防止対策に取組みます
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令遵守のための体制整備
制整備	全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行
	為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵
	守するよう組織的に取組みます。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、
方針の策定	透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責
	任を果たします。
	自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育
	の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めま
	す。
実施項目 4 - 1②	説明
ステークホルダーへの	公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2
理解促進のための公開	項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会
の工夫	のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通
	化されていますが、公開するとした情報については主
	体的に情報発信していきます。
	学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事
	務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明